

大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程

制 定 平成 31.4.1 規程 94

最近改正 令和 3.11.30 規程 270

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則(以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第 50 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる特定有期雇用教職員(以下「特定有期雇用教職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 特定有期雇用教職員の給与は、給料、産業医手当、地域手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、放射線取扱手当、緊急診療手当、分べん手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 特定有期雇用教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 博士研究員、病院講師、病院事務職員、一般職員、URA、プロジェクトコーディネーター、特任研究員及び再雇用職員(特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号から第 13 号までに規定する者をいう。以下同じ。)の給料は、別表に定めるとおりとする。

3 特任教員(特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する者をいう。以下同じ。)及びテニュアトラック特任教員(特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者をいう。以下同じ。)の給料は、給料表によるものとし、特任教員及びテニュアトラック特任教員の給料表は、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)別表第 3 に定める教育職給料表とする。

4 特定有期雇用教職員のうち、理事長が特に必要と認める者については、前 2 項の規定にかかわらず、理事長が個別に定める。

(特任教員及びテニュアトラック特任教員の職務の級の決定)

第 4 条 新たに特任教員及びテニュアトラック特任教員となった者の職務の級(給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。)は、その職務により、(旧)公立大学法人大阪市立大学の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「旧昇給等規程」という。)を準用して決定する。

(特任教員及びテニュアトラック特任教員の給料月額決定)

第5条 新たに特任教員及びテニュアトラック特任教員となった者の号給は、旧昇給等規程に定める初任給の基準を準用して決定する。

(特任教員及びテニュアトラック特任教員の給料の調整額)

第6条 特任教員及びテニュアトラック特任教員である者のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないと認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する特任教員及びテニュアトラック特任教員は旧給与規程別表第6に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

(給料支給の始期及び終期)

第7条 新たに特定有期雇用教職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 特定有期雇用教職員が離職し、又は死亡したときは、その離職の日までの給料を支給する。

(給料の日割計算)

第8条 前条の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日(大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「特定有期雇用教職員勤務時間等規程」という。)に規定する休日をいう。)の日数を差し引いた日数(以下「所定勤務日数」という。)を基礎として日割により計算する。

第3章 昇格及び昇給

(昇格)

第9条 特定有期雇用教職員は、昇格しない。

(昇給)

第10条 特定有期雇用教職員は、昇給しない。

第4章 諸手当の支給基準

(産業医手当)

第10条の2 産業医として従事する病院講師には、産業医手当を支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1月につき、10,000円とする。

3 月の中途において、産業医手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から産業医手当を支給し、退職し又は産業医手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から産業医手当を支給しない。

4 前項の場合の産業医手当の計算にあたっては、第8条の規定を準用し、日割計算する。

(特任教員及びテニユアトラック特任教員の地域手当)

第 11 条 特任教員及びテニユアトラック特任教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料月額(給料の調整額を除く。)の 100 分の 16 を乗じて得た額とする。

(特任教員及びテニユアトラック特任教員の地域手当の始期及び終期)

第 12 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して、計算する。

(超過勤務手当)

第 13 条 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命じられて勤務した特定有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 7 条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日の勤務(第 2 号に掲げるものを除く。) 100 分の 125

(2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の 150

(3) 休日の勤務(第 4 号に掲げるものを除く。) 100 分の 135

(4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の 160

2 前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 月につき 45 時間を超えた特定有期雇用教職員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 155」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 年(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)につき 360 時間を超えた特定有期雇用教職員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 155」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第 1 項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 月につき 60 時間を超えた特定有期雇用教職員には、前 3 項の規定にかかわらず、その 60 時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第 14 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した特定有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤

務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第 15 条 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 14 条の規定の適用を受ける教職員(以下「管理監督者」という。)が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を深夜勤務手当として支給する。

2 前 2 条の規定は、管理監督者には適用しない。

(超過勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 16 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「産業医手当の月額」} + \text{「地域手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、特定有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

4 第 2 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。
(超過勤務手当等の計算)

第 17 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30 分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときはこれを 1 時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第 18 条 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 18 条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した特定有期雇用教職員には、その勤務 1 回につき、5,800 円を宿日直手当として支給する

2 前項にかかわらず、医学部附属病院において入院患者の病状の急変等に対処するため、

医師免許証を有する病院講師又は特任教員が宿日直勤務を命じられて勤務した場合は、23,500 円を宿日直手当として支給する。

- 3 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第13条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(超過勤務手当等の特例)

第19条 監視又は断続的勤務に従事する特定有期雇用教職員については、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前6条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(放射線取扱手当)

第19条の2 放射線取扱手当は、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項に規定する管理区域において、病院講師が放射線若しくは放射線同位元素による診療検査又はそれに伴う業務に従事し、月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線(以下「放射線」という。)の量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則(昭和23年厚生労働省令第50号)第30条の18第2項に規定する測定により認められた場合に支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、1月につき、7,000円とする。

(緊急診療手当)

第20条 緊急診療手当は、病院講師又は医学部に勤務する特任教員で医師の資格を有するものが、所定の勤務時間以外の時間において勤務に服し、緊急を要する診療に関する業務に従事したときは、次の各号に定める区分に応じ、各号に定める額を支給する。

- (1) 救命救急センター、集中治療部、重症患者病棟、心血管疾患集中治療部及びこれらに準ずるものとして理事長が定める病棟(以下「救急病棟」という。)において、宿日直時間中に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務1回につき 12,550円

- (2) 救急病棟において、所定の勤務時間以外の時間(宿日直時間中を除く。)に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務1回につき 32,050円(時間外勤務に服した時間が5時間未満の場合にあっては、16,030円)

(分べん手当)

第21条 分べん手当は、病院講師又は医学部に勤務する特任教員で医師の資格を有するものが、宿日直時間中の分べんを取り扱う業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、1分べんにつき10,000円とする。

(通勤手当)

第22条 特定有期雇用教職員には、次に掲げる額の通勤手当を支給する。

- (1) 定期乗車券を発行している交通機関を利用する場合 当該交通機関が発行する最長(6月を超える定期乗車券を発行する場合については6月とする。)の定期乗車券の通用期間を支給期間として、当該支給期間の最初の月の給与の支給日に、当該支給期

間を通用期間とする利用区間に係る定期乗車券の購入価格を支給する。ただし、当該通用期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、当該通用期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間の範囲内で支給単位期間を定めることができる。

- (2) 定期乗車券を発行していない交通機関を利用する場合 1月の勤務の往復に要する回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。
- (3) 自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を利用する場合 1月を支給期間として、使用距離に応じて1月につき次の額を支給する。

使用距離	1月当たりの額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

- (4) 特定有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、理事長が個別に定める額を支給する。
- 2 前項にかかわらず、同項第1号及び第2号の規定による通勤手当は、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給せず、また、同項第3号の規定による通勤手当は、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しない。
- 3 第1項の規定により計算される1月当たりの額(1月を超える期間を支給期間として支給される定期乗車券が含まれる場合は、当該支給期間に係る月数で除した額)が55,000円を超えることとなる場合については、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額とする。

(通勤経路)

第23条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理

のと認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第 24 条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前 7 時以前又は午後 10 時以降に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通勤の届出)

第 25 条 特定有期雇用教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、その勤務する所属の長に届け出なければならない。

- (1) 新たに特定有期雇用教職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

2 特定有期雇用教職員の通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(通勤手当の決定)

第 26 条 理事長は、特定有期雇用教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

(通勤手当の支給方法)

第 27 条 通勤手当の支給は、新たに特定有期雇用教職員となり、又は支給要件を満たした場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、特定有期雇用教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

2 通勤手当は、これを受けている特定有期雇用教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。

3 特定有期雇用教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

4 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。

- (1) 特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 6 号に規定する専従休職
- (2) 特定有期雇用教職員就業規則第 46 条に規定する停職（以下「停職」という。）
- (3) 特定有期雇用教職員就業規則第 41 条に規定する業務傷病休業又は通勤傷病休業（労働者災害補償保険法に基づく補償を受ける者に限る。以下「業務傷病休業等」という。）
- (4) 特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に規定する休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病によるものに限る。）

（通勤手当の支給日）

第 28 条 通勤手当は、特別の事情のない限り、支給期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

（通勤手当の返納の事由及び額等）

第 29 条 第 22 条に規定する通勤手当を受ける特定有期雇用教職員が、次の各号に該当する場合は、次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職した場合又は支給要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

- (2) 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 1 箇月当たりの合計額と 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 支給単位期間が複数ある場合 55,000 円に事由発生月の翌月からその者の通勤

手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

- 3 特定有期雇用教職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

第5章 期末手当及び勤勉手当

（特任教員及びテニュアトラック特任教員の期末手当及び勤勉手当）

第30条 特任教員及びテニュアトラック特任教員のうち、6月又は12月に在職する者には、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「旧期末手当規程」という。）を準用して、期末手当及び勤勉手当を支給する。

第30条の2 特定有期雇用教職員（前項の規定の適用を受ける者並びに特定有期雇用教職員就業規則第2条第2項第4号に規定する特命教員、第8号に規定する特別招へい教員、第9号に規定する年俸制テニュアトラック特任教員及び第13号に規定する再雇用職員を除く。）のうち、6月又は12月に在職する者には、大阪市立大学特定有期雇用教職員の期末手当に関する規程に定めるところにより、期末手当を支給する。

第6章 休職者等の給与

（休職者の給与）

第31条 特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第1号の規定により休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。

- 2 スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で理事長の指定する疾患にかかり特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料及び地域手当の全額、満1年を超え満2年に達するまでは、それぞれの100分の80を支給し、満2年を超えてからは、給与を支給しない。

- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。

- 4 特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料及び地域手当の100分の60以内を支給する。

- 5 特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料及び地域手当の100分の70以内を支給する。

- 6 特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項第4号の規定による休職者には、旧給与規

程第 38 条第 6 項を準用し、給与の一部又は全部を支給することがある。

7 特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号の規定による休職者には、その間、給与を支給しない。

(停職者の給与)

第 32 条 特定有期雇用教職員就業規則第 46 条第 3 号に規定する停職 (以下「停職」という。) とされた特定有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児・介護休業者の給与)

第 33 条 大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業等に関する規程 (以下「育児・介護休業等規程」という。) に規定する育児休業及び介護休業を取得した特定有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短時間勤務の期間中の給与)

第 34 条 育児・介護休業規程に規定する育児短時間勤務をしている特定有期雇用教職員のその間の給与については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する規程を準用して、給料その他この規程に定める手当を支給する。

(業務傷病休業等の際の給与)

第 35 条 業務傷病休業等となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 36 条 特定有期雇用教職員が月の中途において、前 5 条に規定する休職、停職、育児休業、介護休業、育児短時間勤務又は業務傷病休業等 (以下「休職等」という。) となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、産業医手当及び地域手当は、第 8 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、期末手当及び勤勉手当の計算については、旧期末手当規程において定める。

第 7 章 給与の減額

(給料の減額)

第 37 条 特定有期雇用教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

(1) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 21 条に規定する年次有給休暇

(2) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同項第 8 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日 (理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては 3 日) 以内に限るものとする。

(3) 特定有期雇用教職員就業規則第 55 条及び特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇

- (4) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 19 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に定める病気休暇の期間及び特定有期雇用教職員就業規則第 54 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され第 55 条の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、又は特定有期雇用教職員就業規則第 38 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の遅刻、早退及び外出は 1 日とみなす。以下「欠勤等」という。）の期間が引き続き 90 日を超えるに至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- 4 前項に掲げる病気休暇（その後に引き続く欠勤等の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日（遅刻、早退又は外出の日を除く。以下同じ。）がない場合当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
（勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額）
- 第 38 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料（調整額を含む）の月額」
「週勤務時間」× 52 / 12
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
- 「週勤務時間」= 「週所定勤務時間」- 「週所定勤務時間」× 「年間祝日等日数」÷ 365
- 4 前項の週所定勤務時間とは、特定有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。
(給料の減額の方法)

第39条 第37条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(産業医手当の減額)

第39条の2 病院講師が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの産業医手当を、その者に支給すべき産業医手当から減額する。

- (1) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第21条に規定する年次有給休暇
- (2) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第29条に規定する特別休暇。ただし、同条同項第8号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日(理事長が別に定める業務に従事している病院講師にあっては3日)以内に限るものとする。
- (3) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第19条第1項の規定により勤務を要しないことの承認を受けた日又は時間

2 前項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第38条第1項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第40条 特任教員及びテニユアトラック特任教員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、第37条及び第38条の規定を準用し、地域手当を減額する。

第8章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第41条 給与は、本規程、旧期末手当規程その他本規程の関係規程(以下「本規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第42条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、産業医手当及び地域手当については、その月の支給日に、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、放射線取扱手当、緊急診療手当、分べん手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月17日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日(次号に掲げる日を除く。)又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第

178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。) その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第43条 給与の支給日(以下「支給日」という。)前において離職し、又は死亡した特定有期雇用教職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第44条 特定有期雇用教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合には、第41条及び第42条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 特定有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 特定有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 特定有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第45条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、特定有期雇用教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該特定有期雇用教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 第1項の規定にかかわらず、法律に定めのあるほか、次の各号に掲げるものは給与から控除することができる。

(1) 勤労者財産形成促進法に定める財産形成貯蓄

(2) 一般財団法人大阪府教職員互助組合及び大阪市職員互助会条例(昭和30年大阪市条例第3号)の規定による職員互助会(以下「互助会」という。)の掛金及びその事業に係る徴収金並びに互助会において取り扱う貸付償還金及びその団体扱いに係る生命保険等の保険料

(3) 教職員の厚生会等の会費

(4) 労働組合がその構成員たる特定有期雇用教職員から徴収する組合費並びに労働金庫、全日本自治体労働者生活協同組合及び全大阪労働者共済生活協同組合に対する払込金

(5) 教職員宿舍の賃貸料その他教職員宿舍の居住に伴う徴収金

(6) 学内保育所の保育料その他学内保育所の利用に伴う徴収金

第9章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 46 条 特定有期雇用教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 47 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 48 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 49 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第 50 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(超過勤務手当の支給の特例)

2 第 13 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じる超過勤務手当について適用し、同日より前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当については、合併前の公立大学法人大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程の例による。

附 則 (令和 2 . 3 . 31 規程 62)

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(追給の限度に関する経過措置)

2 この規程による改正後の大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程第 48 条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 . 12 . 24 規程 264)

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 . 3 . 31 規程 53)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.5.31 規程 131）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年7月1日から適用し、第2条の規定は、令和3年4月16日から適用する。

附 則（令和3.11.30 規程 270）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

特定有期雇用教職員給料表

職種		月額
博士研究員		306,000
病院講師		504,500
病院事務職員	医療事務A	230,000
	医療事務B	190,000
	ドクターズアシスタントA	210,000
	ドクターズアシスタントB	175,000
	診療情報管理	200,000
	健診事務	210,000
一般職員	一般職員（課長級）	380,000
	一般職員（課長代理級）	340,000
	一般職員（係長級）	320,000
	一般職員（係員）	215,000
U R A	U R A（ S ）	個別に定める
	U R A（ A ）	561,000
	U R A（ B ）	432,000
	U R A（ C ）	373,000
	U R A（ D ）	303,000
	U R A（ E ）	257,000
プロジェクト コーディネーター	プロジェクトCD（ S ）	個別に定める
	プロジェクトCD（ A ）	432,000
	プロジェクトCD（ B ）	373,000
	プロジェクトCD（ C ）	303,000
	プロジェクトCD（ D ）	257,000

特任研究員	特任研究員（Ｓ）	個別に定める
	特任研究員（Ａ）	561,000
	特任研究員（Ｂ）	432,000
	特任研究員（Ｃ）	373,000
	特任研究員（Ｄ）	303,000
再雇用職員	再雇用職員（課長代理級）	397,700
	再雇用職員（係長級）	361,400
	再雇用職員（主任級）	329,000
	再雇用職員（係員）	302,900

備考)

- (1) 病院事務職員の職種の区分はその者が従事する職務内容に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる職務内容
医療事務 A	高度の専門知識又は経験に基づく診療報酬請求にかかる事務及び医療事務 B その他の職員への指導業務
医療事務 B	専門的知識又は経験に基づく入院算定等の業務
ドクターズアシスタント A	病棟又は外来におけるドクターズアシスタントリーダー業務
ドクターズアシスタント B	病棟又は外来におけるドクターズアシスタント業務
診療情報管理	診療情報管理士の資格に基づく診療情報管理業務又は医事業務
健診事務	MedCity21 における健診業務

- (2) URA の S、A、B、C、D、E の格付け、プロジェクトコーディネーターの S、A、B、C、D の格付け及び特任研究員の S、A、B、C、D の格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
URA (S)	下記以外の者で、理事長が特別に認める者
URA (A)	修士号を有する又は相当の業績を有し、研究開発等に係る企画立案、事業の運営、知財管理及びマッチング業務についての知識及び経験（概ね 25 年以上）を有する
URA (B)	修士号を有する又は相当の業績を有し、研究開発等に係る企画立案、事業の運営、知財管理及びマッチング業務についての知識及び経験（概ね 15 年以上）を有する

U R A (C)	修士号を有する又は相当の業績を有し、研究開発等に係る企画立案、事業の運営、知財管理及びマッチング業務についての知識及び経験（概ね 10 年以上）を有する
U R A (D)	修士号を有する又は相当の業績を有し、研究開発等に係る企画立案、事業の運営、知財管理及びマッチング業務についての知識及び経験（概ね 4 年以上）を有する
U R A (E)	修士号を有する又は相当の業績を有する
プロジェクト C D (S)	下記以外の者で、理事長が特別に認める者
プロジェクト C D (A)	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね 17 年以上）を有する
プロジェクト C D (B)	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね 12 年以上）を有する
プロジェクト C D (C)	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね 6 年以上）を有する
プロジェクト C D (D)	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね 2 年以上）を有する
特任研究員 (S)	当該研究において主体者として研究に専ら従事し、理事長が特別に認める者
特任研究員 (A)	高度な研究又は技術経験（概ね 20 年以上）をもとに行う研究
特任研究員 (B)	高度な研究又は技術経験（概ね 15 年～20 年未満）をもとに行う研究
特任研究員 (C)	高度な研究又は技術経験（概ね 10 年～15 年未満）をもとに行う研究
特任研究員 (D)	高度な研究又は技術経験（概ね 10 年未満）をもとに行う研究